

論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	経済産業省
論点	<p>1. 行政手続コストの 20%以上削減について [営業の許可・認可]</p> <p>① H30 年度の測定結果について、削減率が 5.96%と低いが、その要因について主要な手続(*1) 毎にご説明いただきたい。 (*1)削減目標に係る行政手続コストが 50 万時間を超えるものは少なくとも含めてください。なお、要因等が同じである場合には、適宜、まとめていただいても構いません。以下同じ。</p> <p>② その後の取組を踏まえ、最新の達成状況について、主要な手続毎に、可能な限り定量的・具体的にご説明いただきたい。 (現時点で、最新の行政手続コストを把握していない場合、電子申請利用率やシステムの改善による手続時間の軽減効果など、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標を用いてご説明頂いて構いません)</p> <p>③ 最新の達成状況を踏まえ、2020 年 3 月までに目標達成する道筋、今後の取組について、主要な手続毎に、具体的、定量的にご説明いただきたい。 この場合、進捗の可視化を図るため、月次の進捗目標(*2)を設定して進捗管理を行うことが適切と考えられるが、貴省の考えをお示しください。(可能な限り、具体的な月次目標についてお示しください。月次目標設定が困難な場合はその理由をお示しください) (*2)削減率について月次目標設定が難しい場合、②と同様に、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標について月次目標を設定いただいても構いません。</p>

【回 答】

今回ご説明させていただく当省の行政手続コストの実績については、下記のとおり。

手続名	平成 29 年度コスト	平成 30 年度コスト	削減率
許認可全体	18,585,260 時間	17,477,696 時間	5.96%
産業保安関連手続 ※平成 29 年度コスト全体の 40.1%	7,460,521 時間	7,383,641 時間	1.00%
FIT 法関連手続 ※平成 29 年度コスト全体の 30.5%	5,661,338 時間	5,545,375 時間	2.00%
その他	5,463,401 時間	4,544,680 時間	16.74%

【産業保安関連手続】

- ① 削減目標時間が 50 万時間を超える「事業用電気工作物の保安規程の届出」を含めた、産業保安・製品安全法令に基づく、年間約 25 万件の許認可・承認・届出等については、現在全て紙で処理されているところ、産業保安・製品安全関連手続の電子申請システム（以下、「保安ネット」という。）による電子化により、事業者側においては、申請書作成と提出が WEB 上で行えるようになり、形式チェックや監督部への訪問に係る負担が軽減されることで、抜本的な業務効率化が期待される。

H30 年度は、保安ネットのシステム開発を実施している段階であったため、行政手続コスト削減の効果が現れていない。

- ② 保安ネットについては、既にシステム開発を完了しており、来年初からの運用開始に向けて、12 月 2 日に経済産業省 HP において事前告知を行うなど、運用開始に向けた準備を着実に進めているところ。

大宗を占める電気事業法に基づく手続については、電子申請に必要となる大手申請者（各地域の保安協会）側のシステム改修を行うことが必要となるが、まずは手続数がそれほど多くない地方（四国、九州、沖縄）でそ

れを行い、来年初から電子申請が開始される。その後、その動向や実施状況を見つつ、手続数の多い関東や関西地域を始めとした他の地域についても順次改修を進めていき、来年度早期には全体のシステム運用を開始する予定。

- ③ 上記の通り、保安ネットは、来年初から一部運用を開始し、大宗を占める電気事業法に基づく手続についても、全国的なシステム改修を行う方針を大手申請者側も含めて確定させており、来年度早期には全国的な運用を本格化することで、目標を大幅に上回る約313万時間／年（▲41.9%）のコスト削減が期待される。

【FIT 法関連手続き】

- ① 固定価格買取制度は平成29年4月に制度改正が行われ、新制度では、それまでの設備認定から事業計画認定に改正されたため、認定にかかる申請に必要な添付書類が増加した。

また、制度改正に併せて電子申請システムの改修も行ったが、改修後の電子申請システムによる電子申請では、添付書類の不備や白紙を添付するなどの誤った申請案件が数多くあり、申請にかかる不備補正の連絡や不備補正のための再申請など、申請者側、審査側ともに負担がかかっていた。

平成29年度においては、これらの電子申請について、誤った申請案件が数多く発生する問題について、当申請手続のコールセンター等で申請者側の不備、エラー等を把握・整理し、分析を行った。

平成30年度から、申請者側の不備やエラーを減少させ、申請者側、審査側双方の負担を減らすべく電子申請システムの改修を開始した。そのため、平成30年度当初の測定結果では、削減率が低い状況であった。

- ② 固定価格買取制度認定にかかる申請については、既に99%以上の電子申請を達成しており、行政手続コスト削減に向けては、電子申請システム等について申請者側の機能の利便性を追求し、以下(1)から(3)のような対応を行い、令和元年9月の調査時には固定価格買取制度の認定申請手続き等で19.8%の削減を行ってきた。また、固定価格買取制度は毎年制度変更を行っているため、今後の制度変更においても申請者側の利便性を考慮したシステム改修を行っていく。

(1) システム改修

- ・申請時に不備になりがちな添付ファイルをシステム上で必須項目とし、申請の不備を減らすなどの改修を行った(H30.12月)。
- ・また、申請の入力時に分かりづらい項目や間違いの多い項目の横に注意書きの記載や文言が限定される記載項目は選択して記入できるようにするなど、申請時の入力ミスを軽減する改修を行った(R1.5月等)。

(2) 操作マニュアルの修正

- ・当申請手続のコールセンターによくある問い合わせを参考に、電子申請システムの操作マニュアルを追加、修正し、申請者がわかりやすい電子申請のマニュアル整備を行った。(H30.11月)

(3) ホームページ(Q&A)の修正

- ・マニュアルと同様に、コールセンターによくある問い合わせを参考にし、ホームページにあるQ&Aの修正を行い、申請がわかりやすい説明を記載した。(年に数回)

- ③ 本年8月末にも、申請の入力時に分かりづらい項目等に注意書きの記載や選択して記入できるようにするなど、申請者側の利便性を考慮し申請時の入力ミス等を軽減する改修を行っており、9月時点の削減率19.8%からさらに、今年度末に向けて行政手続コスト20%削減ができると見込んでいる。

固定価格買取制度は、毎年買取価格の改定を行っており、申請の大半を占める太陽光発電は、毎年買取価格が下がっている。

このため、事業者は、当該年度の買取価格を確保するため、年末ごろから申請が急増し、年度内に審査が完了しないことから、年度当初に当該年度の受付期間を公表している。

令和元年度の買取価格での申請は、12月から順次申請の受付を終了することとしている(太陽光10kW以上500kW未満等:12月20日、太陽光10kW未満:1月10日)。

そのため、今年度末までの月次目標設定は困難である。

また、固定価格買取制度は毎年制度変更を行っているため、今後の制度変更においても申請者側の利便性を考慮したシステム改修を行っていく。